

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

消防法の一部が改正され、県が傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施（以下「搬送等の実施」という。）に関する基準（以下「実施基準」という。）に関する協議等を行うための協議会を組織するものとされたことに伴い、新たに鳥取県救急搬送高度化推進協議会を設置する。

2 規則の概要

(1) 鳥取県救急搬送高度化推進協議会の担任する事務及び庶務を担当する機関をそれぞれ次のとおり定める。

附属機関名	担任する事務	庶務担当機関
鳥取県救急搬送高度化推進協議会	消防法の規定による実施基準に関する協議、実施基準に基づく搬送等の実施に係る連絡調整並びに実施基準及び搬送等の実施に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	消防チーム（医療政策課が担当する事務を除く。）
		医療政策課（傷病者の受入れに関することに限る。）

(2) 施行期日は、公布日とする。